



県 章

滋賀県公報

令和 8 年（2026 年）
7 月 10 日
第 732 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 告 示	
都市計画事業の変更の認可（上下水道課）	1
解除予定保安林（森林保全課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出（障害福祉課）	3
小型機船底びき網漁業（手繰第 3 種漁業）の制限措置および許可または起業の認可の申請期間（水産 課）	3
道路の供用開始（道路保全課）	3
○ 公 告	
自然環境保全協定締結の公告（生物多様性保全課）	3
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	4
宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施公告（住宅課）	7
一般競争入札の公告（イノベーション推進課、労働雇用政策課）	7
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 廃止の届出（南部）	11
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告（東近江）	11
○ 公安委員会規則	
※滋賀県公安委員会委員の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則（監察官 室）	12
○ 公安委員会告示	
滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づく船舶の航行に関する制限の指定（地域課）	15
○ 病院事業庁公告	
一般競争入札の公告	15

告 示

滋賀県告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年滋賀県告示第289号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和 8 年 7 月10日に認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市（藤尾）公共下水道
- 3 事業施行期間 平成 3 年 6 月 1 日から令和15年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収容の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第319号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和4年滋賀県告示第290号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年7月10日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年7月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市（湖南中部）公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年10月13日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和51年滋賀県告示第578号、昭和57年滋賀県告示第138号、昭和58年滋賀県告示第701号、昭和61年滋賀県告示第323号、昭和62年滋賀県告示第144号、平成元年滋賀県告示第385号、平成3年滋賀県告示第608号、平成10年滋賀県告示第162号、平成13年滋賀県告示第148号、平成17年滋賀県告示第414号、平成21年滋賀県告示第236号、平成22年滋賀県告示第249号、平成26年滋賀県告示第119号、平成28年滋賀県告示第155号、平成30年滋賀県告示第395号および令和4年滋賀県告示第290号の事業地のうち、大津市平野二丁目、瀬田南大萱町、桐生三丁目を変更する。

滋賀県告示第320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和4年滋賀県告示第291号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年7月10日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年7月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市（湖西）公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年12月28日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収容の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和6年滋賀県告示第172号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和8年7月10日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年7月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市（大津）公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和37年3月31日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収容の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第322号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次の保安林を解除予定保安林にする。

令和8年7月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 解除予定保安林の所在場所 高島市新旭町饗庭字宮元620－1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存

3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第323号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
陽だまり A 型	野洲市北桜字山田932番地	特定非営利活動法人陽だまり	野洲市辻町325	就労継続支援 A 型	2511300200	令和 8 . 6 . 30

滋賀県告示第324号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第2号に規定する小型機船底びき網漁業（同令第72条第1項第3号に規定する手繰第3種漁業に限る。）の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和 8 年 7 月 10 日から施行する。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第3種漁業（貝びき網漁業）	7 隻以下	5 トン以下	127キロワット以下	近江大橋の草津行き車線区分線以北の琵琶湖（ただし、内湖および内湖から琵琶湖に通ずる水路を除く。）	8 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和 8 年 7 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

滋賀県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和 8 年 7 月 10 日から令和 8 年 7 月 24 日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
国道477号	守山市立田町字竹ケ花4026番1地先から 守山市立田町字竹ケ花4027番1地先まで	令和 8 . 7 . 10 9 時	L = 34.1m

公 告

自然環境保全協定締結の公告

滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第23条第1項の規定により自然環境保全協定を次のとおり令和 8 年 6 月 30 日に締結したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり公表する。
この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 事業者の名称 積水ハウス不動産株式会社関西営業本部 支配人 吉田憲一
- 2 事業目的 工場倉庫用地造成工事
- 3 事業区域 愛知郡愛荘町斧磨字向山533番の一部、533番4の一部、542番1、542番2の一部、542番3、545番2、545番3、546番1の一部および546番2
- 4 事業面積 48,091.37㎡

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 スーパーセンタートライアル滋賀大津店 大津市玉野浦10番1号
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 石橋亮太
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社トライアルストアーズ 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 笹渕勝
 - (2) 変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田洋幸
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田洋幸
- 3 変更年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の変更のため
- 5 届出年月日 令和 8 年 6 月 29 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 令和 8 年 7 月 10 日から令和 8 年 11 月 10 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和 8 年 11 月 10 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 スーパーセンタートライアル彦根店 彦根市川瀬馬場町220番地
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 石橋亮太
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トライアルストアーズ 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 笹渕勝

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 株式会社
トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田洋幸

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田洋幸

3 変更年月日 令和8年4月1日

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗に
おいて小売業を行う者の変更のため

5 届出年月日 令和8年6月29日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和8年7月10日から令和8年11月10日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年11月10日

(2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第
1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年7月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 スーパーセンタートライアル近江八幡店 近江八幡市小舟木町831番1ほ
か

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 株式会社
トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 石橋亮太

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
株式会社トライアルストアーズ 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 笹渕勝

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名 株式会社
トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田洋幸

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田洋幸

3 変更年月日 令和8年4月1日

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗に
おいて小売業を行う者の変更のため

5 届出年月日 令和8年6月29日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市桜宮町236番地

(2) 縦覧期間 令和8年7月10日から令和8年11月10日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年11月10日

- (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 スーパーセンタートライアル草津矢橋店 草津市矢橋町159-1ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社
トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 石橋亮太
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルストアーズ 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 笹渕勝
 - (2) 変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社
トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田洋幸
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田洋幸
- 3 変更年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗に
おいて小売業を行う者の変更のため
- 5 届出年月日 令和 8 年 6 月 29 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 令和 8 年 7 月 10 日から令和 8 年 11 月 10 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和 8 年 11 月 10 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 スーパーセンタートライアル湖南店 湖南市柑子袋250-5
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社
トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 石橋亮太
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルストアーズ 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 笹渕勝
 - (2) 変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社
トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田洋幸
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 代表取締役 永田洋幸

- 3 変更年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の変更のため
- 5 届出年月日 令和 8 年 6 月 29 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
湖南市環境経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目 1 番地 1
 - (2) 縦覧期間 令和 8 年 7 月 10 日から令和 8 年 11 月 10 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和 8 年 11 月 10 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施公告

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 69 条第 1 項の規定により聴聞を実施するので、同条第 2 項において準用する同法第 16 条の 15 第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 聴聞の件名 宅地建物取引業の業務停止処分に係る聴聞
- 2 聴聞の日時 令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 2 時
- 3 聴聞の場所 滋賀県庁本館 4 階 4-A 会議室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

一般競争入札の公告

令和 8 年度における X 線非破壊検査装置の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品名および数量 X 線非破壊検査装置 一式
 - (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和 9 年 1 月 15 日（金）
 - (4) 納入場所 滋賀県南部産業技術共創センター栗東庁舎 栗東市上砥山 232
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等（令和 8 年滋賀県告示第 31 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。
営業種目 大分類：物品 中分類：理化学機器・分析機器・計測機器
新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4314）において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手续に間に合わないことがある。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要
- 4 入札執行の日時、場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県商工労働部イノベーション推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-3794 F A X 077-528-4876
電子メール fd00@pref.shiga.lg.jp
 - (2) 契約条項を示す期間 令和 8 年 7 月 10 日（金）から令和 8 年 8 月 19 日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除

く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。また、開始日のみ13時から17時までとし、最終日のみ9時から正午までとする。)

- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

- (4) 入札説明会 行わない。

- (5) 質問の期間 令和8年7月10日(金)13時から令和8年7月22日(水)正午まで

- (6) 質問の方法

ア 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する方法

イ 質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、持参、郵送、電子メールまたはFAXにより(1)に示す場所へ提出する方法

- (7) 回答の方法 令和8年7月24日(金)17時を目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムで回答を公開する。

- (8) 入札書の受領期間 令和8年7月29日(水)13時から令和8年8月19日(水)正午まで

- (9) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(8)の入札書の受領期間内に入札すること。

イ 持参による場合 紙(指定様式)の入札書を(8)の入札書の受領期間内に(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙(指定様式)の入札書を(8)の入札書の受領期間内に(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

- (10) 開札の日時および場所 令和8年8月19日(水)13時 滋賀県商工労働部イノベーション推進課

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 一度提出した入札書は、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。また、指定様式以外は無効とする。

- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

- 7 契約書の作成の要否 要

- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

- (1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

10 支払条件

- (1) 前金払 行わない。

- (2) 部分払 行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 同等品による入札 可

- (1) 同等品での入札の場合は規格等を確認できる資料を事前に提出し確認を受けた上、入札時に同等品である旨を明示すること。明示なき場合は基準品によるものとみなす。未確認または同等品と認められない物品による入札は、無効とする。

- (2) 同等品等申請書の提出期間 令和8年7月10日(金)13時から令和8年7月28日(火)正午まで

- (3) 同等品等申請書の事前提出場所等 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県商工労働部イノベーション推進課

13 その他必要事項

- (1) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年滋賀県告示第 80 号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-ray Non-Destructive Inspection System, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, August 19, 2026
- (3) For further information, contact : Innovation Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan TEL +81-77-528-3794

一般競争入札の公告

令和 8 年度におけるマシニングセンタ（5 軸）等一式の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 マシニングセンタ（5 軸）等 一式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 9 年 3 月 10 日（水）
- (4) 納入場所 滋賀県立高等技術専門校米原校舎南棟 1 階機械実習場 米原市岩脇 411-1

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（令和 8 年滋賀県告示第 31 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類：物品 中分類：工作機械・工具

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4314）において、資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県商工労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-3755 F A X 077-528-4873 電子メール fe0003@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間
ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和 8 年 7 月 10 日（金）から令和 8 年 8 月 24 日（月）まで
イ 滋賀県商工労働部労働雇用政策課 令和 8 年 7 月 10 日（金）から令和 8 年 8 月 24 日（月）まで（土曜日、日曜日

および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。)

- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

- (4) 入札説明会 行わない。

- (5) 質問受付の期間 令和8年7月10日(金)9時から令和8年7月21日(火)17時まで

- (6) 質問の方法

ア 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する方法

イ 質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、持参、郵送、電子メールまたはFAXにより(1)に示す場所へ提出する方法

- (7) 回答の方法 令和8年7月28日(火)17時を目途に滋賀県物品・役務電子調達システムで回答を公開する。

- (8) 入札書の受領期間 令和8年8月6日(木)14時から令和8年8月24日(月)正午まで

- (9) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(8)の入札書の受領期間内に入札すること。

イ 持参による場合 紙(指定様式)の入札書を(8)の入札書の受領期間内に(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙(指定様式)の入札書を(8)の入札書の受領期間内に(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便(一般書留または簡易書留)に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

なお、持参または郵便により入札書を提出する場合は、封書に入れ密封し、かつ、その表面に「入札書」と朱書きし、氏名(法人の場合はその名称または商号)および案件名を併記しなければならない。

- (10) 開札の日時および場所 令和8年8月24日(月)14時 滋賀県商工労働部労働雇用政策課

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 一度提出した入札書は、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。また、指定様式以外は無効とする。

- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

- 7 契約書の作成の要否 要

- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

- (1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 同等品による入札 可

- (1) 同等品での入札の場合は規格等を確認できる資料を事前に提出し確認を受けた上、入札時に同等品である旨を明示すること。明示なき場合は基準品によるものとみなす。未確認または同等品と認められない物品による入札は、無効とする。

- (2) 同等品等申請書の提出期間 令和8年7月29日(水)9時から令和8年8月5日(水)17時まで

- (3) 同等品等申請書の事前提出場所等 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県商工労働部労働雇用政策課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)

13 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、

滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

- (2) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年滋賀県告示第 80 号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書および仕様書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Machining Center (5-axis) and related equipment
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, August 24, 2026
- (3) For further information, contact : Labor Employment Policy Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shiga Prefectural Government, 4－1－1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520－8577 Japan TEL +81－77－528－3755

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県南部健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ハッピード ア	野洲市永原 711 番地 3 M I U R A ビル 1－ 2	幸せの扉合同 会社	犬上郡豊郷町下 枝 34－5	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2511300416	令和 8 . 7 . 15

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、島西部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	辻 太 喜 男	近江八幡市北津田町 659 番地
〃	坂 彦 嗣	同 所 885 番地
〃	辻 平 嘉 寿	同 所 479 番地 1
〃	中 村 正 剛	同 所 895 番地
〃	前 出 博 幸	同 所 1002 番地
〃	梅 原 正 雄	同 所 370 番地 49
〃	東 正 紀	同 市中之庄町 79 番地 1
〃	小 西 忠 宏	同 所 456 番地

〃	辻 昌 彦	同	所182番地
〃	辻 祐 作	同	所403番地
監 事	深 井 幸 三	同	市北津田町943番地
〃	中 谷 正 和	同	市中之庄町338番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	辻 太 喜 男	近江八幡市北津田町659番地
〃	田 中 慎 二	同 所1004番地
〃	深 井 幸 三	同 所943番地
〃	岡 明 子	同 所1022番地
〃	深 井 圭 貴	同 所950番地
〃	中 谷 欣 吾	同 市中之庄町44番地
〃	犬 丸 治 彦	同 所416番地
〃	中 谷 善 和	同 所120番地
〃	北 林 徹	同 所196番地
〃	西 川 弘 朗	同 所181番地 1
監 事	辻 伸 仁	同 市北津田町722番地 1
〃	中 村 大 介	同 市中之庄町350番地 1

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県公安委員会委員の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則をここに公布する。
令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第16号

滋賀県公安委員会委員の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則

（目的）

第 1 条 この規則は、滋賀県公安委員会委員（滋賀県公安委員会委員であった者を含む。以下「公安委員」という。）が職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟を提起された場合に当該損害賠償請求訴訟の遂行を滋賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が支援することに関し必要な事項を定めることにより、公安委員が職務に精励することができる環境を整備し、もって公務の円滑な遂行に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 損害賠償請求訴訟 公安委員がその職務を行うについて故意または過失によって違法に他人（県を除く。以下同じ。）に損害を加えたとして、当該他人が当該公安委員に損害の賠償を求める訴訟をいう。
- (2) 対象行為 損害賠償請求訴訟において損害の原因とされた行為をいう。

（支援を要する旨の申出）

第 3 条 公安委員は、損害賠償請求訴訟を提起された場合において、当該損害賠償請求訴訟を遂行するために支援を要するときは、その旨を公安委員会に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる書類を添付した申出書（別記様式）により行わなければならない。

- (1) 訴状、書証、期日呼出状その他当該損害賠償請求訴訟に関し裁判所から送達された書類の写し
- (2) その他公安委員会が必要と認める書類

（調査等）

第 4 条 公安委員会は、前条第 1 項の規定による申出があった場合において、必要があると認めるときは、当該申出をした公安委員、当該申出をした公安委員以外の公安委員、対象行為に係る滋賀県警察の所属の長その他の関係職員等に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うものとする。

2 公安委員会は、前条第 1 項の規定による申出があった場合は、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
（支援の実施）

第 5 条 公安委員会は、第 3 条第 1 項の規定による申出に応じることが適当と認める場合は、当該申出に係る損害賠償請求訴訟の遂行の支援を行うものとする。

2 前項の規定による支援は、次に掲げるもののうち、公安委員会が必要と認めるものとする。

- (1) 裁判所に提出する書面の作成に関する助言
- (2) 前号に掲げるもののほか、損害賠償請求訴訟の遂行のために必要な支援
(支援の打切り)

第 6 条 公安委員会は、前条第 1 項の規定による支援を継続することが適当でないと認める場合は、当該支援を打ち切るものとする。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第3条関係)

申出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県公安委員会

申出者

氏名

下記の訴訟の遂行については、公安委員会による支援が必要です。滋賀県公安委員会委員の職務上の行為に係る損害賠償請求訴訟の遂行の支援に関する規則第3条第1項の規定により申し出ます。

記

- 1 事件番号および事件名
- 2 当事者
 - (1) 原告
 - (2) 被告
- 3 第1回口頭弁論期日
- 4 答弁書提出期限
- 5 訴訟において損害の原因とされた行為の時期(年度)
- 6 訴訟において損害の原因とされた行為に係る事実関係
- 7 原告の主張に対する申出者の意見

注1 公安委員であった者が申し出る場合は、申出者の欄に住所および電話番号を記入してください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第80号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和30年滋賀県条例第55号）第20条の規定に基づき、船舶の航行を制限する水域を次のとおり指定する。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

- 1 目的 2026びわ湖大花火大会における水上交通の安全を確保するため
- 2 期間 令和 8 年 8 月 6 日（木）午後 6 時から午後 10 時まで
- 3 水域 琵琶湖大橋北側橋りょう北端から近江大橋南側橋りょう南端までの琵琶湖の水域
- 4 制限事項 航行の用に供する推進機関を有する船舶（警察用船舶、消防艇、救助の用に供する船舶、2026びわ湖大花火大会の運営のため主催者が運行する船舶および海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づき事業の許可もしくは登録を受け、または届出をした者がその用に供する船舶を除く。）の航行を禁止する。

病 院 事 業 庁 公 告

一般競争入札の公告

令和 9 年度から令和11年度における滋賀県立精神医療センター清掃業務委託契約について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 10 日

滋賀県病院事業庁長 足 立 壯 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名および数量 令和 9 年度～令和11年度滋賀県立精神医療センター清掃業務 一式
 - (2) 委託業務の内容等 入札説明書、仕様書および契約書案による。
 - (3) 委託業務の履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和12年 3 月 31 日まで
 - (4) 予定価格 85,562,400円（令和 9 年度から令和11年度までの 3 か年分、消費税および地方消費税を含む。）
 - (5) 委託業務の履行場所 滋賀県立精神医療センター（草津市笠山八丁目 4 番25号）ほか関係施設
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 施行令第167条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等（令和 8 年滋賀県病院事業庁告示第 1 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿の次の営業種目に登録されている者であること。
大分類：役務、中分類：清掃、小分類：病院清掃
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。
滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4314）
申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。
 - (5) 一般財団法人医療関連サービス振興会による院内清掃業務の医療関連サービスマークの認定を受けていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 本件入札に参加を希望する者は、次のとおり必要とする書類を提出し、本件入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、本件入札に参加することができない。
 - (1) 必要とする書類
 - ア 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
 - イ 誓約書（様式第 2 号）
 - ウ 一般財団法人医療関連サービス振興会による院内清掃業務の医療関連サービスマークの認定を受けていることを証する書類
 - (2) 提出期間 令和 8 年 7 月 10 日（金）から令和 8 年 8 月 3 日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の 9

時から17時まで

- (3) 提出場所 滋賀県立精神医療センター事務局（〒525-0072 草津市笠山八丁目 4 番25号）

- (4) 提出方法 持参または郵送により提出すること。郵送により提出する場合は、書留郵便で提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札書および提案書等の提出場所ならびに問合せ先 滋賀県立精神医療センター事務局
〒525-0072 草津市笠山八丁目 4 番25号 電話 077-567-5001 F A X 077-567-5033 電子メール
nb04@pref.shiga.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間 令和 8 年 7 月 10 日（金）から令和 8 年 8 月 31 日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の 9 時から17時まで（ただし、最終日は12時まで）

- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧（物品・委託・役務）」（<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/>）からダウンロードすることができる。郵送または問合せ先での交付は行わない。

- (4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会を次のとおり実施する。

ア 実施日時 令和 8 年 7 月 27 日（月）10時から12時まで

イ 実施場所 滋賀県立精神医療センター大会議室

ウ その他 入札説明会への参加は、入札参加者の任意とする。なお、入札説明会への参加申込は不要である。

- (5) 質問および回答の方法等 本件入札について質問がある場合は、次により質問書（様式第13号）を提出すること。

ア 提出期間 令和 8 年 7 月 10 日（金）から令和 8 年 7 月 29 日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の 9 時から17時まで

イ 提出場所 滋賀県立精神医療センター事務局

ウ 提出方法 電子メールまたは F A X により提出すること。なお、質問書を提出した場合は、必ずその旨を提出場所あて電話で連絡すること。

エ 質問に対する回答 質問に対する回答は、令和 8 年 7 月 31 日（金）を目途に、滋賀県立精神医療センターホームページの次の場所にまとめて掲載する。

「滋賀県立精神医療センター」の「病院案内」の「入札情報のお知らせ」（<https://www.pref.shiga.lg.jp/seishin/byoin/nyusatsu/index.html>）

- (6) 入札書および提案書等の提出 本件入札に参加する場合は、次により入札書および提案書等を提出すること。

ア 提出期間 令和 8 年 8 月 17 日（月）から令和 8 年 8 月 31 日（月）まで（土曜日および日曜日を除く。）の 9 時から17時まで（ただし、最終日は12時まで）

イ 提出場所 滋賀県立精神医療センター事務局

ウ 提出方法 持参または郵送により提出すること。郵送により提出する場合は、書留郵便で提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

エ 提出書類

(ア) 清掃業務に関する提案書（様式第 3 号）

(イ) 病院清掃業務受託実績調書（様式第 4 号）

(ウ) 清掃業務実施体制計画書（様式第 5 号）

(エ) 日常清掃業務従事者配置計画（月一金曜日）（様式第 6-1 号）

(オ) 日常清掃業務従事者配置計画（土曜日）（様式第 6-2 号）

(カ) 日常清掃業務従事者配置計画（1 か月）（様式第 7 号）

(キ) 年間研修実施報告書（様式第 8 号）

(ク) 年間研修実施計画書（様式第 9 号）

(ケ) 入札書（様式第10号）

(コ) 委任状（様式第11号。代理人が入札を行う場合のみ提出すること。）

(サ) 入札金額積算内訳書（様式第12号。入札金額積算内訳書は入札書に同封すること。）

オ 提出部数

(ア) (ア)から(ク)までの書類 各 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

(イ) (ク)から(サ)までの書類 各 1 部

- (7) 開札の日時および場所

ア 日時 令和 8 年 9 月 11 日（金）9 時

イ 場所 滋賀県立精神医療センター大会議室

ウ その他 開札への立会いは、入札参加者の任意とする。

- (8) 審査 清掃業務委託総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、入札書および提案書等の内容を審査する。審査に当たっては、入札参加者による提案書等の内容説明（プレゼンテーション）、入札書および提案書等に関する質疑応答を行う。

ア 実施日時 令和 8 年 9 月 11 日（金）（なお、参加者ごとの時間は別途連絡する。）

イ 実施場所 滋賀県立精神医療センター大会議室

ウ その他 入札参加資格確認申請書、入札書、提案書等を所定期間内に提出しない者は、審査に出席することができない。また、予定価格の制限の範囲を超えた価格によって入札した者は、審査に出席することができない。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、地方自治法、施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、滋賀県病院事業会計規程（平成 18 年滋賀県病院事業庁規程第 18 号）および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程（平成 18 年滋賀県病院事業庁規程第 19 号。以下「特例規程」という。）の規定によるものとする。

- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

- 7 契約書の作成の要否 要

- 8 郵便等による入札の可否 可（ただし、書留郵便に限る。）

なお、郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、入札書提出期間中の日付を記入すること。

- 9 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県病院事業会計規程第 95 条の規定に該当する入札
(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 落札者決定方法

ア 本件入札は、本件業務にとって最適な者を選定するため、落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、落札者決定基準に基づく総評価点が最も高い者とする。

イ 落札者となるべき者が 2 人以上ある場合は、最も低い金額で入札を行った者を落札者とする。ただし、最も低い金額が同じである場合はくじにより落札者を決定することとし、落札者になるべき者はくじを引くことを辞退してはならない。

- (2) 総合評価の方法

ア 落札者決定基準は「総合評価一般競争入札落札者決定基準」とし、評価項目に基づき入札参加者の技術面等および入札価格について総合評価を行う。

イ 総合評価の点数は技術面等に関する評価点と入札価格に関する評価点の合計とし、その配点は次のとおりとする。

総合評価点（250 点満点）＝技術面等評価点（220 点満点）＋入札価格評価点（30 点満点）

ウ 評価は審査委員会の委員 5 名が入札参加者ごとにそれぞれ 250 点の範囲内で行い、その合計点（1, 250 点満点）により落札者を決定する。

エ 各評価項目において提案書および必要書類を提出しない者は、当該評価項目の評価を受けることができない。

- (3) 低入札価格調査制度の適用

ア 本件入札は、落札者の決定に当たって、施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項に定める総合評価方式における低入札価格調査制度を適用する。

イ 落札者となるべき者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査審査委員会の審査を経て落札者を決定する。

ウ 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者は、落札者決定基準に基づく総評価点が最も高い者であつ

ても、落札者とならない場合がある。

エ 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査制度に基づく調査等に協力しなければならない。

(4) 落札者の公示等 落札者を決定したときは、その旨を入札参加者に通知するとともに、特例規程第13条の規定に基づき滋賀県公報により公示を行う。

11 支払条件 前金払および部分払は行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

(1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 代理人が入札を行う場合は、代理人は入札書と同時に入札権限に関する委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え、または撤回することができない。

(5) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、契約の締結は、電子契約または書面契約により行うこととし、電子契約による場合には、契約書案の文言に必要な修正を行う。

(6) 契約の締結に当たっては、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第23号）の基本理念にのっとり、契約の相手方が排除対象者であると判明した場合は契約を締結せず、契約締結後は契約の解除を行うので留意すること。

(7) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき、本件調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、本件調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(8) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。

(9) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。

(10) その他詳細は、入札説明書等による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of services required : Cleaning Service, Shiga Psychiatric Medical Center, 1 set

(2) Deadline for tender : 12 : 00, August 31, 2026

(3) For further information, contact : Hospital Secretariat, Shiga Psychiatric Medical Center, 8 - 4 - 25 Kasayama, Kusatsu-shi, Shiga 525 - 0072 Japan TEL 077 - 567 - 5001